

西院駅周辺地域整備協議会規約

(趣旨)

第1条 西院駅周辺地域整備協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年5月25日法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、西院駅周辺地域の公共交通の利便性の向上等による地域の活性化を図るため組織する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 西院駅周辺地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成及び変更に関する協議
- (2) 連携計画に位置付けられた事業の実施
- (3) 連携計画の進行管理
- (4) その他協議会において定めた事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 協議会には、会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、京都市都市計画局歩くまち京都推進室長をもって充てる。
- 4 副会長は、京都市都市計画局歩くまち京都推進室土木技術担当部長をもって充てる。
- 5 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 協議会の委員は、学識経験のある者、地元代表者、公共交通事業者（以下「交通事業者」という。）、関係行政機関及びその他会長が適当と認める者とし、会長が依頼する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、原則として1年とする。ただし、任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員の再任は、これを妨げない。

(事務局)

第5条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、京都市都市計画局歩くまち京都推進室に置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の開催)

第6条 協議会は、会長が召集する。

- 2 協議会の議長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 協議会の承認は、出席委員（代理人を含む。以下同じ。）の多数によるものとする。
- 4 協議会は公開を原則とする。ただし、会長が必要と認める場合は、非公開で行うことができる。
- 5 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。
- 6 会長が必要と認めるときは、協議会を開催せずに書面により委員の承認を得ることができる。

(協議会の権能)

第7条 協議会は、次の各号に掲げる事項を承認する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 連携計画の作成及び変更に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関すること。

(書面意見又は代理人への権限委任)

第8条 やむを得ない理由により協議会に出席できない委員は、事務局からあらかじめ通知された事項について、書面により意見を述べ、又は代理人に委員としての権限を委任することができる。

- 2 前項の書面は、協議会開催日の前日までに事務局に到着しないときは無効とする。
- 3 第1項の代理人は、協議会開催の日に事務局に委任状を提出しなければならない。

(協議会運営経費の負担)

第9条 協議会の運営に係る経費は、事務局及び交通事業者が負担する。

- 2 第1項の経費の負担割合等は、事務局及び交通事業者が協議のうえ、定めるものとする。

(監査)

第10条 協議会には監査委員を置くものとし、協議会の出納監査は、監査委員によって行う。

- 2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会計)

第11条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終了する。

- 2 協議会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財産の移管)

第12条 協議会は、鉄道駅総合改善事業費補助により実施する事業（以下「補助事業」という。）の開始前に、補助事業によって取得する財産（以下「財産」という。）の移管先を定めるものとする。

2 前項の移管先は、協議会の構成員のうち、財産の管理を行う阪急電鉄株式会社又は京福電気鉄道株式会社とする。この場合において、取得財産等にかかる一切の権利義務は、移管を受けた者が承継するものとする。

(規約の変更)

第13条 この規約を変更するときは、協議会の承認を得なければならない。

(解散及び解散した場合の措置)

第14条 協議会は、補助事業の完了をもって解散する。

2 第1項により協議会が解散した場合、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長がこれを決算する。

(細則)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会の承認を得て別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成26年6月3日から施行する。